

平成30年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会議事録

平成31年3月7日(木)

於：高松サンポート合同庁舎

南館206会議室

出席者	公益側	東、佐藤、柴田
	労働者側	大島、立石、福家(良)
	委託者側	大原、友國、福家(正)

- 議 題
- (1) 部会長の選出について
 - (2) 部会長代理の指名について
 - (3) 「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」
について
 - (4) 香川県における家内労働の現状等について
 - (5) その他

【賃金室長】 本日、全委員のご出席をいただき、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしておりますので、只今より平成30年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されますまで、事務局において議事を進行させていただきます。

最初に亀澤香川労働局長からご挨拶を申し上げます。

【亀澤労働局長】 本日はお忙しい中、香川地方労働審議会家内労働部会にご出席賜りましてありがとうございます。

また、日頃より労働行政に対しましてご理解とご協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、我が国では生産年齢人口の減少が進行し、同時に世界一の長寿社会を迎えております。その一方で、AI等の技術革新が仕事を取り巻く環境や働き方に大きな変化を

もたらずことが予測されるところでございます。

そのような中、多様な働き方の一つとして「クラウドソーシング」が拡大し、雇用契約によらない働き方による仕事の機会が増加している点が指摘されております。

家内労働者につきましては、自宅を作業場としてメーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っておりますので、そういう意味におきましては、家内労働は雇用契約によらない働き方の一つというふうにも言えるかと思っております。

本日は、雇用契約によらない働き方の一つである家内労働について、とりわけ手袋・ソックスカバー製造業最低工賃の関係につきましてご審議をお願いする次第です。

後ほど担当から資料等につきましてご説明申し上げますが、是非、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【賃金室長】 ではまず、本日の資料のご確認をお願いします。

会議次第に資料目次がございまして、

資料1 香川地方労働審議会家内労働部会委員名簿

資料2 地方労働審議会令

資料3 地方労働審議会令における整理

資料4 香川地方労働審議会運営規程

資料5 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)

資料6 家内労働の現状

資料7 香川県最低工賃改正経過

資料8 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る日程(案)

資料9 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ

資料10 手袋・ソックスカバーの製造工程

資料11 平成29年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態

調査結果

資料12 家内労働のしおり

追加資料として机の上に資料1から資料3-1、3-2を置かせていただいております。資料は以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

議題に入る前に任命経過等についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

地方労働審議会令（以後、「審議会令」と言わせていただきます。）（資料2）によりまして、香川地方労働審議会が各側6名で構成されております。

審議会令第2条第2項によりまして、「審議会に特別の事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。」また、審議会令第3条第2項により、「臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。」とされております。

そこでこの度、2月21日付をもちまして臨時委員を任命させていただきました。

そして、審議会令第6条により、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」とされており、香川地方労働審議会運営規程第9条（資料4）により、「家内労働部会については、局長から請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があった場合に設置、開催することとする。」とされているところでございます。昨年度第2回の地方労働審議会において、「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」について、家内労働部会を設置し、今後の方向性を検討していくこととなったことにつきましては、地方労働審議会委員の皆様におかれましては、ご承知のとおりでございます。

家内労働部会に属すべき委員については、審議会令第6条第2項によりまして、会長が指名することになっておりまして、先ほど開催されました今年度第2回地方労働審議会におきまして佐藤会長より委員が指名されたところでございます。

資料1に名簿をお付けしております。名簿順にお名前だけ紹介させていただきます。

公益委員といたしまして、東委員、佐藤委員、柴田委員でございます。

東委員と柴田委員は、香川地方労働審議会の臨時委員として任命させていただいております。

次に家内労働者代表委員といたしまして、大島委員、立石委員、福家良

一委員でございます。

大島委員は、臨時委員として任命させていただいております。

次に委託者代表委員といたしまして、大原委員、友國委員、福家正一委員でございます。

大原委員は、臨時委員として任命させていただいております。

なお、任期につきましては、2019年9月30日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして事務局ですが、局長の亀澤、労働基準部長の稲葉、賃金係の鳥取、私、賃金室長の橘川でございます。

この体制で部会の円滑な運営に努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題（１）部会長の選出についてですが、本日が第１回の家内労働部会であり、審議会令によると、部会長は公益を代表する委員及び臨時委員より選挙すると規定されております。

どなたか立候補あるいは推薦をお願いできませんでしょうか。

【福家正一委員】 佐藤委員をお願いしてはいかがでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【賃金室長】 ありがとうございます。

それでは佐藤委員に部会長をお願いいたします。

ここで、佐藤委員にご挨拶をいただきますとともに、以後の進行をお願いいたします。

【佐藤部会長】 ただ今、部会長にご推挙いただきました佐藤でございます。

部会長として、皆様からの様々なご意見を賜りながら議事進行してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行します。

まず、議題（２）の部会長代理の指名ですが、地方労働審議会令第6条第7項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その

職務を代理する。」こととされております。

そこで、部会長代理は柴田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【佐藤部会長】 ありがとうございます。それでは、柴田部会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

【柴田部会長代理】 部会長代理にご指名いただきました柴田でございます。円滑な議事進行に努め、会長を支えるよう尽力してまいりたいと思っております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。それでは、議題(3)の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」について、事務局より規程(案)の説明をお願いします。

【賃金室長】 この規程は、資料4の「香川地方労働審議会運営規程」を受けまして作成したものでございます。要点のみ説明させていただきます。

第5条に「会議の公開」が書かれております。

会議は原則として公開です。ただし書き以降に該当する場合は、非公開とすることができることになっております。

本日の部会は原則どおり「公開」ということにしておりますが、傍聴の希望者はおりませんでした。

第6条は「議事録の作成」についてですが、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名をすることとしております。

また、議事録及び会議の資料は原則として公開することとしております。もし、一部又は全部を非公開とする場合は、議事要旨を作成し、公開とすることにしております。

第7条は、「部会長は、部会が議決を行ったときは、審議会長に報告しなければならない。」ということになっておりますが、「ただし、部会長が審議会の委員である場合は、この限りでない。」としており、佐藤部会長は香川地方労働審議会の委員ですので、報告の必要はない、ということでございます。

そして、この規程は本日から施行するという事で運用したいと考えております。

【佐藤部会長】 只今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

事務局から説明がありました運営規程（案）についてご了解いただけますでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【佐藤部会長】 有難うございました。それでは、今後の部会は、本運営規程に則り運営していくことといたします。

続きまして議題（４）香川県における家内労働の現状等について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、家内労働の現状等についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。

現状の説明に入ります前に、主な用語の定義について、簡単にご説明しておきます。P26 になります。

カッコ書きで「家内労働法」と書いているところがありますが、「家内労働法」は、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資することを目的として、昭和45年に制定されました。その中で、最低賃金についても規定されております。

P26の用語の定義ですが、

委託（家内労働法第2条第1項） 他人に物品を提供して、物品の製造又は加工等を委託すること及び他人に物品を売り渡して、物品の製造又は加工等を委託し、その製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約することをいう。

家内労働者（家内労働法第2条第2項） 物品の製造加工等に従事する者のうち、物品の製造加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から委託を受けて、主として労働の対償を得るために、その業務について単独で、又は同居の親族のみを使用して行うことを常態とする者をいう。

専業 家内労働をその世帯の本業とし、世帯主が単独で又は家族とともにこれに従事する者をいう。

内職 世帯の本業とは別に、家計の補助等のために世帯主以外の家族が家内労働に従事する者をいう。

副業 家内労働の他に本業を有し、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に

従事する者をいう。

補助者(家内労働法第2条第4項) 家内労働者の同居の親族であって、その家内労働者の従事する業務を補助する者をいう。

委託者(家内労働法第2条第3項) 物品の製造加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であって、業務の目的物たる物品の製造加工等を家内労働者に委託する者をいう。

代理人 委託者の名で家内労働者に委託する又はその業務の一部を行うなど委託者のために行為をする者をいう。

P17 から全国の状況があります。家内労働者については、昭和48年の1,844,400人をピークに、平成30年は110,812人に減少しております。業種別にみると、P20になりますが、その他を除きまして「繊維工業」、「電気機械器具製造業」が多くなっております。

都道府県別では、P21の香川県のところをみていただくとご覧のとおりです。内訳としては、P24のとおりでございます。

P25は、香川の委託者数と家内労働者数をグラフにしておりますが、急激に減少しているのは、平成23年までは7年刻みで表示しているためです。家内労働者は減少傾向となっております。

また、全国のデータとはなりますが、本日お配りしております追加資料1のP6から家内労働者の状況等を取りまとめたものもありますので、参考にさせていただければと思います。

続きまして、今からは最低賃金の話になります。先日お送りした資料12、「家内労働のしおり」のP7をご覧ください。一番下に「最低賃金」というところがありますが、

最低賃金とは、ある物品について、その一定の単位ごとに賃金の最低額を決めるものです。

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内で、一定の業務に従事する賃金の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて、家内労働者と委託者に適用される最低賃金を決定することができることとされているところです。

最低賃金が決まれば、委託者は、決められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければ

ならないことになっております。

次に、香川における最低工賃の改正経過を見ますと、P27 資料 7「衣服製造業最低工賃」は平成 16 年度末をもって廃止になっております。現在設定されている「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」につきましては、平成 21 年 3 月 25 日に改正して以来、諮問見送りが続いている状況です。

ご覧のとおり 3 年に 1 回審議されておきまして、これは、「最低工賃新設・改正計画」というのがございまして、これが 3 か年計画となっているからでございます。今年度が第 12 次 3 か年計画の最終年でして、本日お配りしている追加資料の 2 に（案）とはなっておりますが、この計画で進められております。三枚目に全国の計画がありまして、香川の「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」につきましては、平成 29 年度が計画の年でした。来年度からは第 13 次 3 か年計画が始まる予定となっておりますが、まだ（案）の段階でして、平成 31 年 3 月 27 日開催の労働政策審議会雇用環境・均等分科会家内労働部会で議論の上、了承を得る予定となっております。この（案）におきましては、2020（平成 32）年度が手袋・ソックスカバー製造業最低工賃の改正等、即ち、見直しの年となっております。

最低工賃新設・改正計画方針といたしましては、まだ第 13 次計画は示されていないところではあります。本日お配りしている資料 2 の記の 3 を見ていただくと、工賃適用家内労働者数が 100 人未満となり、将来も増加する見込みがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2 つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、統合が難しい場合は、廃止することも検討することになっているところです。

平成 29 年度におきましては、適用家内労働者が平成 26 年から引き続き 100 人を下回っていること、人数については、後ほどお話いたしますが、100 人を下回っていること、また、高齢化、後継者不足等により今後も減少が見込まれること、委託業務量も減少していること、委託企業をとりまく経営環境としては、出荷額・利益も減少していること等の理由から、改正諮問を見送り、今後のあり方等を家内労働部会で話し合うということで、第 2 回地方労働審議会におきまして、ご了承を得た次第でございます。

そして、資料 8 にありますように、本日、現状等をご説明するとともに、今後の審議

の内容等をご審議いただく場を設けさせていただいたわけでございます。

3つ目の枠からについては、後ほどご提案させていただきます。

参考といたしまして、本日お配りしております追加資料3-1、3-2に全国の第12次の計画の進捗状況をおつけしております。平成30年度はまだ情報が届いておりませんので、また次回お示しできると思います。

では、これから計画的にご審議いただきます「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」ですが、現在は、資料9のとおりとなっております。

それから、資料10には、「手袋・ソックスカバーの製造工程」をおつけしております。

本日は、委託者側から大原委員、友國委員がご出席されておりますので、資料9の表の形状の「口丸」「三本飾り」とか、作業部位の「おも」「親指」「はぎ」「すそ」などの用語につきまして、ご説明いただけたらと思います。

友國委員、お願いできますでしょうか。

【友國委員】 もう既に何度も賃金室長とか皆さんと、内職についてはいろいろ打ち合わせをしましたが、現実、もう非常に当業界も内職が減ってしまっていて、減っていることすなわち、当業界に技術者がいなくなるのではないかというぐらいの、そういうところまで来ているのが現状です。

今日もこの資料を見ていると、資料7にあるように、これらはほとんど手袋・ソックスカバー製造業最低工賃という行が非常に多いので、何となく内職について、我々業界も少し責任があるかなと思いつつながら、現実はそのような仕事がないというところではあります。

皆さんご存じかもしれませんが、こういう仕事の説明の前に、今、我々の手袋業界も繊維産業の端くれではありますが、繊維産業の全部の数量が、メイド・イン・ジャパンというのが非常にもてはやされていますけども、メイド・イン・ジャパンといったらどれぐらいあるかご存じでしょうか。

メイド・イン・ジャパン、もてはやされていますけど、日本製、日本製とか言われていますけど、福家良一委員はどれぐらいだと思われませんか。

【福家良一委員】 手袋ですか。

【友國委員】 いや、手袋ではなくて衣料品全部で、パンツから靴下まで入れて全部です。あくまで数量ベースで。

【福家良一委員】 数量、1割切ったぐらいですか。

【友國委員】 1割切ったぐらい。どれぐらいだと思いますか。

ヒントは、1990年代は50%ぐらいでした。

【立石委員】 そうすると、20%ぐらいですか。

【友國委員】 1桁違います。2.5%とかそんな程度です。

だから、そういう意味からすると、繊維産業で内職がどんどんなくなっていくというのは、ある意味もういたし方ないというか、しれたことではあるかとは思いますが、当業界においては、まだ多分しつこくも10%ぐらいは縫製のほうではあります。

【大原委員】 縫製だと2割ぐらいまだあります。

【友國委員】 縫製は約2割。それぐらいまだあって、自動機で編み上げるものも入ると、それは結構、日本でもまだつくられているというのが現状です。

なぜ、こんなに数量がなくなったかということ、やはり1つは海外生産をしていることが大きいですが、もう1つが内職さんの仕事を年間を通じて続けることができなくなったというのが非常に大きいかと思えます。いろんなことがあるかと思うのですが、その辺が一番大きいかと思えます。

なぜ、内職が昔はいっぱいあったのに、続けられなくなったのか。それは海外で生産していることもありますが、かつては、我々の製品は自分のリスクで生産して、生産したものを売っていた。ところが、だんだん商売の流れが変わってきて、小売側がこれをつくってくれと言われて、初めてものづくりができるようになった。となると、前もってものづくりができなくなってきたというのが大きな原因になってきたなというふうに思います。

ということで、まだ20%も国産があるのだから、内職もあるはずだとは思いますが、実はつい先日も当業界の会合がありまして、その会合に出席していたのは、それなりにものづくりを国産も海外も含めてやっているところが五、六社集まりました。

その中で、内職を持っているかと聞くと、内職はないとはっきりと答えたのが、4社でした。2社はありましたけども、そのうちの1社の内職は1人だけ。1社は20人ぐらいいると、こういう話をしていました。

ただ、内職はここに書かれてあるような技術的な内職ではなく、中国から、海外から上がってきた商品を検品するだとか、値札をつけるだとか、それから品質表示をつける

だとか、袋に入れるだとかというような仕事はあります。これは、技術を要求されるようなものではなくて、誰にでもできるというか、そのうちの半分は、多分それぞれの会社の社員が、仕事が終わってから持って帰ってしているというようなことが結構あるのではないかなと思います。

現実、そういうところで、それくらい減っているのが現状になっています。

製品を持ってきましたので文言の説明をします。

結局、昔の人がつけた名前をいまだにそのまま使っています。いわば130年の歴史があって、100年くらい前にできた言葉をそのまま使っているというだけのことですけれども、柴田委員は、手袋を身につけるときは何と言いますか。

【柴田委員】 手袋を身につけるときですか。手袋をどうするか。手袋を「つける」かな、私は。

【友國委員】 福家良一委員は。

【福家良一委員】 手袋を「する」と言いますね。

【友國委員】 立石委員は。

【立石委員】 手に「はめる」ですね。

【友國委員】 この中で香川県の人。

【賃金室長】 「はく」。

【友國委員】 手袋の身につけ方の言葉で、お里がわかります。香川県人、徳島の北のほう、岡山の一部のところ、それから兵庫県の一部のところ、そして飛んで北海道の人は、手袋を「はく」と言います。

【大原委員】 全県的に言うのは1道3県です。今言ったように、香川県と徳島県と青森県と北海道。

【友國委員】 NHKでは「はめる」と言っているみたいですけどね。同じ四国でも、高知県は「さす」と言います。それは、こういう動作ですから、「さす」もおかしくないでしょう。でも、「さす」のだったら、とるときは何て言うのだろう、「抜く」とかになるのかなと思いますが、「抜く」とは言わないみたいです。

何でそんなことを言い出すかということ、「はき口」を何も加工してない丸いやつは「口丸」と言います。要するにサイドベンツのやつは、これは「横あき」です。サイドベンツとか言わないで、「横あき」です。「前あき」は言葉のとおりで、前があいているもの

が「前あき」、こういうことです。何年も昔の言葉をそのまま使っているということです。

ここに「口丸」、「かつ色物のもの」、「口丸」、「横あき」、「三本飾り」と書いている。なぜか手袋には、こういうふうなものがあるかと思いますが、これを「三本飾り」と言います。

【賃金室長】 「片まち」と書いてありますが、ご説明いただけますか。

【友國委員】 要するに「まち」は、例えばこれなんか、ここに。

【大原委員】 普通の手袋は、「まち」はこの部分ですね。ここに、別のきれを縫い合わせています。

【友國委員】 これは「はぎ」とか「まち」とか言いますけれど、こっちは「まち」がついていない。

【大原委員】 片方は「まち」をつけたもので、片方はそのまま縫っているという。

【友國委員】 我々は、冬物とかUVの手袋とかはドレスと言っているのですけれど、スポーツの手袋で、スキーだとかそういうものは、ここにも「まち」が入ります。こういう冬物は「まち」が入りません。

【大原委員】 それは、見た目とか機能的なことでそういうふうな手袋にしています。

【友國委員】 要するに縫い目が多いほど、間違いなく縫い目が手に当たるわけですから、フィット感とかがよくありません。ゴルフをされる方は手袋をしていますから、ゴルフは間違いなくまちがありません。しかも、「丸どり」、「半どり」と言っていますが、これをこうしたまま、甲は甲だけで裁断する。掌は掌^{ひら}だけで裁断するやつは「半どり」。これをこのようになったまま、甲と掌^{ひら}とをくっつけて裁断する、これはくっついてますね。こういうふうにするわけです。これは「丸どり」です。

【大原委員】 魚のアジの開きみたいなものです。

【友國委員】 こちらのほうが、当然縫い目が少ないのでフィット感があります。ゴルフの手袋はほぼこれになっています。ここを縫っているゴルフの手袋は安物です。安物とは言い方が悪いですが、最近は甲と掌と違う素材を使っているのもあるので、一概には言えません。

「はき口」が、そのまま何もベンツがないものか、どこにベンツがあるのかというので、横なら「横開き」「前開き」というようなことです。

「内縫い」というのは、完全にもう縫製が見えない。完全に裏返しになっている。

【大原委員】 裏から縫っていく。その後、ひっくり返して表にする。

【友國委員】 それに対して、「外縫い」というのがあって、これは「外縫い」で、縫い目が外に見えます。見えるやつです。どっちが簡単に見えますか、皆さん。

【立石委員】 外のほうが。

【友國委員】 圧倒的に「外縫い」が難しいです。縫い目が全部見えます。

「内縫い」は下手でも裏側に入れるので隠れます。

その間のやつが、こういうふうに生地がこうあったら、ここにそのまま縫って、こうしてやると、裏返したら「内縫い」になります。これを外が見えるやつが「外縫い」です。それをこういうふうに縫う。こうではなくて、こういうふうに縫います。これも結構技術が必要で、下の生地がどこにあるのか分からない状態で上から縫っているわけです。それを「ピケ縫い」と言います。それはこういうやつです。今のゴルフの手袋は、ほとんど「ピケ縫い」になっています。

それはなぜか。これも、ゴルフの手袋なんかは縫い目が当たらなくなるので、非常にフィット感がよくなるということです。

それが「内縫い」、「外縫い」です。

あと、工程です。「湯のし」、「火のし」。はっきり言って、「湯のし」といったら蒸気です。温かい水蒸気を当てて、だからスチームアイロンです。「火のし」は、スチームではないアイロンです。それは、こういう型に入れて、どういうものを「湯のし」するか、どういうものを「火のし」するか。「火のし」するのは、もう皮の手袋だけです、蒸気を当てられないので。これは、金型はこういうやつをつけます。これは真鍮でできています。真鍮でできていると冷えにくいです。

【大原委員】 真鍮か、ジュラルミンですね。

【友國委員】 それは、十分に熱を通さないといけないので。こういうニットの手袋とかジャージ、生地の手袋なんかは、こういうふうなもっと簡単な、これでしたらアルミだと思えますけども、これで、あと蒸気を当ててセットします。蒸気を当ててセットするものを「湯のし」、熱だけでやるものを「火のし」と言います。

【佐藤部会長】 今、どの工程をご説明いただいているのですか。

【友國委員】 今、表の順番から説明していました。最初に「口丸」とか書いてある

ので説明し、「内縫い」とか「外縫い」を説明しました。それから「横開き」、「三本飾り」があるのも説明しました。それから、その下の工程のところに「湯のし」、「火のし」とあるので、それを今説明しました。工程のところですね。

ページを開いてもらって、これも「はき口」に、実はへりを折り返して縫っただけではなくて、パイピングをつけているものを、全部へりをつけることを、「すそ」といったら要するにへりです、パイピングをしています。これの全部やるやつを「総べり」と言います。全部のもので、オールの総だと思いますが、「総べり」。

次、あけてもらって、「引込み」とかわかりますか。実は、このミシンで縫うと、ここに1本糸が出てきます。それを引っ込めていくという作業です。

「ひげつみ」も一緒に、こういうふうに縫いっ放しのときに糸が出ていますが、これをつんでしまいます。

次の「つみ返し」というのはわかりにくいかと思いますが、もともと手袋は、こういうふうに裏で縫います。「内縫い」のものは、こういう裏で縫います。「まち」なんかは、実を言うと、こういうふうに例えば棒状にずっと裁断した布を「まち」として縫っていくわけです。そうすると、指先の方は細くなっていますね。それをもう、縫製者の技術でもって、指の先を細く縫えるようになるわけです。もともと棒状の布を、縫製の技術でこういうふうに指先を細く縫う。そうすると布があまるので、これをつんで、表に返すことを「つみ返し」と言います。そういうのはさみでつんで、棒を使って表に返すこと、そういう作業だけをする人もいっぱいいて、社内にもいますけれど、それが「つみ返し」と言います。こんなところです。

【賃金室長】 31ページの表の真ん中よりちょっと上側です。縫製の表の各種縫製の業務の備考の部分に書いてある作業2のところ、作業用方式とはというのが書いてあると思うのですが、わかりますか。上から3分の1あたりです。作業用方式とはということで、親指のつけ根部分の「押さえ縫い」と、あと、「はぎ」の「またつまみ縫い」の工程のないもの、このあたりをお教えいただけますか。

【友國委員】 要するに親指を縫うのは結構大変で、ジャージ生地等の縫製手袋では、親指を縫い付けたのち、掌側に出た生地と主生地を押さえるように再度親指まわりを縫う、これが「押さえ縫い」。「またつまみ」というと、革手袋などの内縫いや、ゲージ縫いに使われる棒状のマチとマチをつなぎ縫いをする際に使う言葉で、棒状のマチをつま

むように縫製し、縫製した部分が指の股の位置になるので「またつまみ縫い」といわれるのだと思われます。

【大原委員】 結局、ここも動かすときに縫製によって違和感があります。作業用はそこまで心配しなくていいので、それはもうざっと縫っているわけですよ。この場合は、少ずつまんで、はきやすいように縫っています。

【友國委員】 今でこそ作業手袋の縫製方式も、ファッション用のものに使われるようになりましたが、これは皮の手袋の型ですけども、実はこの型というのは作業手袋の裁断した型です。作業手袋は安くはないといけない。安くしなければいけない。安くしないといけないということは何かというと、一番加工における工賃がかかるのは縫製でかかるわけですね。ということは、縫製の部分を少なくしなければいけない。縫製の部分を少なくするために何をするかと言えば「まち」がないほうがいいわけですよ。

だから、その部分の工程がないものというのは、「まち」をつける工程がないものと捉えてもらったらいいかと思います。この型は、「まち」の部分と手のひらの部分の型とが一体になっています。だからこれ、「まち」がありません。そういうことを意味します。要するに作業用方式というのは、作業用手袋はということにしてもらったらいいかと思います。

【大原委員】 多分、それこそ我々の業界が始まったときからの文言なので、知らない人もいます、現実的に。

【友國委員】 それから、せっかくなので、最後のほうにソックスカバーということが、あとは大丈夫ですかね。文言、何かありますか。

【賃金室長】 ソックスカバーの縫製、実はこのところを調査してみると、ここに該当する工程に当てはまる方はいらっしゃいません。

【友國委員】 実はソックスカバーというと、靴下と違って、結局、靴下の上からはく、当業界でこういった商品を昔からソックスカバーと言っております。靴下というのは、大体普通は丸編み、1度に編める。かかと、つま先があって、丸編みでこういうふうに編んでいきますが、その途中で編み上がった状態がこういうふうになっているわけです。ここを縫製する、またはここも縫製する。ここを折り返して縫製したり、ここを縫製したりするのが、普通の靴下のやり方です。それは丸編みの靴下です。

当業界の靴下というのは、実は手袋から始まっているので、手袋は昔からセーターと

一緒に、横編みで使っています。横編みではこんなの編めないじゃないか。そのとおりで編めません。横編みで編んだのが、こういうものを編むわけです。それが、ここに書いてあるこれです。この編み方のここがつま先で、ここがかかともになります。それをこんなことをして、ここを手でかがっていったり、ミシンで縫製したりすることによって、こんなものができるわけです。

昔は、これがいっぱいあったわけです。だから、これを内職でやっていたので、内職の工賃があったわけです。今は、ほとんどいませんが、これは実は弊社の外注でもらってきました、今日のために。これがあるということは、実はまだ内職は多少あるのだと思います。でも、そこだけしかつくっていません、今もう多分。

それとか、こんな形のものが、これも横編みでつくったものです。これも編んで、こんなことをして、底の部分と甲の部分をつけるというのが、手だとかミシンだとかでつけるのが、こういう商品になります。今は、ほとんどこういうのをしている人は国内でいません。これが海外でできるようになったから、問屋さんが自ら海外で買ってくるので、我々のほうの出る幕がなくなってきたというところがあります。

今はもう本当に、賃金室長が言われたように、もうこれらの商品をつくっているところは、本当に手袋よりもないかと思います。

【賃金室長】 ありがとうございます。

次に資料 11 についてご説明いたします。これは、昨年度の第 2 回労働審議会におきまして提出させていただいたものでございます。

改正等の計画年度におきましては、このような調査を行い、実態把握をしているところ です。

調査対象は P41 の日本標準産業分類の「靴下製造業」「繊維、ニット製手袋製造業」「織物製手袋製造業」「革製手袋製造業」の事業を営む委託者のうち、手袋、ソックスカバーにかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務を家内労働者に委託している委託者です。

平成 29 年 9 月分について調査しました。その結果、最低工賃適用家内労働者がいる委託者は 14 業者でした。

P42 の折れ線グラフを見ていただくと、ブルーの折れ線グラフにありますように、平成 23 年には工賃適用の家内労働者数は 100 人、平成 26 年には 94 人、平成 29 年には 69 人と減少している状況です。ピンクの折れ線グラフにつきましては、最低工賃の表

にある作業以外の作業、例えば、検品や値札付けなどを行っている家内労働者も含めた人数です。

それぞれの作業工程にかかる工賃額は、P3、P4 にまとめております。20 年と比較しているのは、現行の最低工賃が改正された時の実態調査を平成 20 年に行っているからでございます。

P45 の第 5 表ですが、委託量は 28 年と比較してどうなったかという項目ですが、「減った」と回答したのが 42.9%、「変わらない」と回答したのが 57.1%となっております。

次に、第 6 表の方をご覧いただくと、家内労働者が「減った」が 28.6%、「変わらない」が 71.4%となっており「増えた」という回答はございませんでした。

現状等につきましては、以上でございます。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。なかなか飲み込むのが難しいですね。

我々はこの家内労働・最低工賃を議論しなければいけません、その前提として、「そもそも家内労働者とはどういう存在か、あるいは工賃が適用される家内労働者とはどういう人かという基礎的なことから少し勉強しましょう。」ということで、本日お集まりいただき、そして今、基本的なご説明をいただいたわけですが、さらに理解を深めるためにご質問等があればお伺いしたいと思います。

我々、そのご質問等をとおして理解を深めていきたいと思っております。

【福家良一委員】 以前の議論の時に重複している人がいるのではないかという話があり、平成 29 年は 69 名でしたが、A 社 B 社から一人一人、その先は同じ方であったというふうに言われていますけれど、このあたりはどうでしょうか。

【賃金室長】 この調査は委託者に調査票を出していただいておりますので、のべ人数しか把握しておりません。調査の内容について友國委員にお伺いしますと、何社も兼ねている方がいらっしゃるということです。実態把握についてはできておりません。

【佐藤部会長】 なるほど、69 名というのは実数ではないということですか。

【福家良一委員】 実労働者は少ないだろうと思います。

【大島委員】 そのあたりが分かりにくいですが、P44の(2)の縫製手袋の仕上げの繊維縫製手袋の業務の「湯のし」、「ラベル付け」、「袋入れ及び箱詰め」というのがありますが、これはおそらく最低工賃に係る部分だと思われませんが、家内労働者は152名いらっしゃるということですね。

【賃金室長】 少し紛らわしい表示で申しわけありませんが、その工賃の適用がある委託者が委託している家内労働者が何人いるかということですので、実際に工賃の仕事をしている方もいれば、「検品」、「ラベル付け」等の仕事をしている方もいらっしゃいますので、その総数が152名ということですので。当該作業に従事する家内労働者はここではのべ11名ということですので。紛らわしくて申しわけありません。

【大島委員】 69名がのべであろうがどうであれ、そこには最低工賃に係わる家内労働者が69名いらっしゃるということが実態であって、重複していようとどうであろうと69名いらっしゃるというのべ人数のほうが重要な数字だと思います。人数が少ないという部分でいくと、69名ということの基本をしていかないと話にならないのではと思います。

【賃金室長】 重複している方を把握するということは、なかなか難しいと思いますし、数字として見ていくにはこの方法しかないと思われれます。

【佐藤部会長】 今のお話で、152と11という数字が並んでいて、東かがわの地場産業の手袋・ソックスの技術を支えている、地場産業として成り立たせている労働者というのはこの11名ということですか。

【友國委員】 これらの作業は内職ではなく、ほとんど社内でしかできないということですか。

【佐藤部会長】 内製化されているということですが、そのあたりの外注率、香川県のメーカーが製造しているのものうちどれだけが内製されていて、外注はどのくらいという内製率、外注率というデータはありますか。

【大原委員】 それは調べておりません。過去についても調べていないと思います。

【友國委員】 かつては、内職がないとやっていけないと言われていまし

たが、今は内職さえないという状態です。

【佐藤部会長】 業者として生き残るには、内職、家内労働者に依存していたら生き残れないという状況ですか。

【大原委員】 それはあくまで日本製ということに限ります。今現在、海外12か国で生産していますので、縫製については約8割が海外製ということですよ。

過去は半製品で入ってきて、国内で完成品に仕上げるという工程でしたが、今はほとんどが完成品として入ってきていますので、そうになると当然、内職さんの人数も少なくなってくるということです。

【佐藤部会長】 手袋、先ほどは2%とか20%とか、つくるうちの国内で言えばそれぐらいで、非常に少なくなっているとおっしゃっていたのですが、ただ全体の手袋の中にも、あるいは服の中にもいろんなレベルがあるではないですか。大衆品から高級品から、おそらくこういう縫製関係は、日本国内の業者というのは、アッパーな層を対象にしたものをつくる以外に、生き残れる道はないわけなので、下のものはもう外注、外に、グローバルに生産したほうがずっと効率がいいでしょうから、むしろそういうゴルフの特殊な手袋だとか、この間、テレビでは東京オリンピックのフェンシングの手袋も、東かがわがつくっているというのを見たりもしましたけれど、ああいう特殊なニーズに対応する形で生きていくのだらうと思うのですけれど、きっと。

【友國委員】 少し突き放したような言い方ですけど、はっきり言って、それが理想です。理想ということはできない。それをしようとしているけれども、できたらいいが現実ですね。

例えばいいものだったら、海外品、中国品との差別化をしなければいけません。差別化しなければいけない。当たり前の話で、そうでないと、いいものではないわけなので、だったら、今、佐藤部会長、パナソニックとハイアールの違いはお分かりですか。

【福家正一委員】 テレビですか。パナソニックのテレビとハイアールのテレビ。

【佐藤部会長】 電気製品は、ほとんどもう差別化は非常に難しくなっているでしょう。

【友國委員】 それでは、手袋の違いはわかりますか。

【佐藤部会長】 いやいや、僕も何度かインタビューのようなものを受けたことがあ

りますが、縫製、アパレル関係で。大抵アパレルというのは、もうほとんどが零細規模の業者なのですが、彼らが何げに生き残っているかといったら、やはり特殊なニーズに対応する。変量生産と言っていますが、多品種少量じゃなくて、もう常に問われたものに対して柔軟に対応していく変量生産という特殊な形です。

【友國委員】 よくわかりますが、フェンシング用は本当に専門でやっていますが、それは1人でつくっています。

【佐藤部会長】 そうでしょうね。

【友國委員】 それで十分なだけの量ができます、フェンシングをやっている人に対しては。それは高いもので、その辺のところを残していくためにも、社員の生活のためにも、やはりそれなりの量産もしていかなければいけないということもあります。そういうこともあって、やはり私たちがいろいろ悩みながらやっているのが、ブランドが要るのではないかということです。だから、そういうことで、香川手袋ということブランドでやっていますが、なかなか思うようにいっていない現実です。

【大原委員】 差別化ということですけど、当然、日本の国内の手袋の9割以上は我々が手がけているわけです。幾ら海外でつくったものでも、それは我々がプロデュースしているわけですから、日本の国内と同じような製造の仕方をしているわけです。ということは、国内製も極端な話をすれば、海外製も品質的には変わらないというのが現状です。

では、なぜ差別化するかというと、今は残念ながら日本製、日本で縫いましたよ、縫製しましたよ、一番違うところは、残念ながらここだけしかありません。

【立石委員】 話を変えて申しわけないですけど、先ほど第3表のところの説明を受けたのですが、そもそもの工賃額の最高、標準、最低という金額とか、その並びのところを少しご説明いただけますか。

【賃金室長】 少し説明を省略していた部分で申しわけないです。最高というのは、調査した中の金額が一番高いものです。最低はその逆ですね。標準というのは、最も多い価格帯というのを出しています、括弧書きのところ、その下の端数のついている数字は、加重平均をつけています。

【佐藤部会長】 ばらつきがありますが、現実の発注するときの価格ですよ、これは。委託者から家内労働者に発注するときの実際の工賃ですね。これだけのばらつきが

あるときの実際の法的な最低工賃というのはどれですか、幾らですか。

【賃金室長】 例えば一番上の端の欄で見ますと、最低工賃額が665円ということになります。

【大原委員】 単位は10双当たりです。いろいろな中身があります。

【大原委員】 31ページの工賃に基準があって、これが基本の最低工賃で、これが調べられて最高と最低ということですよ。

【大島委員】 括弧内が実態ですか。

【賃金室長】 実際の数字、工賃額です。

【大島委員】 その下の753.1とかは何ですか。

【賃金室長】 これは、加重平均をとっておりますので、人数を掛けたもので平均をとっています。

【大島委員】 700円を出しているわけですよ、最低は。加重平均という意味がわからないのですが。

【賃金室長】 人数を掛けて、例えば5社ありましたということでしたら、5で割るのでなくて、その人数、例えば1社目は10人しかいない、2社目は3人しかいないとかといったら、その人数を掛けて平均をとっているということです。

【大島委員】 A社の最低工賃は700円でした。5人いました。B社の最低工賃は720円でした。3人いました。掛ける3にしますという、それぞれの企業の最低工賃を加重平均したということですか。

【賃金室長】 そうです、はい。

【大島委員】 それ、加重平均する意味がありますか。

【賃金室長】 従前からおつけしている表をそのままのやり方でお示ししているところです。

【亀澤労働局長】 会社ごとだけではなくて、それぞれの人が幾らもらっていたということがわかるという点では、その加重平均は意味あることなのかなというところですよ。

【大島委員】 例えばこれで最低のところは何人ぐらいいらっしゃるとか、最高のところに何人ぐらいいらっしゃるといのはわかりますよね。

【賃金室長】 個々の表を見ればわかります、もとのデータを見れば。

【大島委員】 見にくくなりますが、例えば最低のところは何人いますとか、最高のところには何人いますとあれば、分布が見えやすいのかなと思いますが。

【賃金室長】 はい、わかりました。そうしたら、資料をご用意して、またご提供するという形でよろしいでしょうか。

【立石委員】 第5表とか、その横の表では、委託量の変動とか、家内労働者数の増減とかというところで、減ったという数字が出ていますが、一体どこが減ったのかというのがわかりません。

【賃金室長】 減ったというのは、どの工程のところが減ったかということですか。

【立石委員】 人が減ったのか、何が減ったのか。多分、委託量なので物量と、この下のところで人なのでしょうが、ただそういう人のところが、例えば技術の高い、要は工賃の高いところが減ったのか。それとも、少し簡単な作業のところが減ったのか。その減り方によっても、何か違うものが見えてくるのではないかなと思うのですが。

【佐藤部会長】 おっしゃるとおりですね。

【賃金室長】 実は、この調査、そこまできめ細かなところは調べておりませんで、また後ほどご提案させていただく中でお話をさせていただきたいと思います。

【大島委員】 例えば年間の販売量とかというのはわかりますか。先ほどからずっと随分減ってきたよとおっしゃっているのが、どういう規模だったのか。

【友國委員】 手袋自身のマーケットですか。

【大島委員】 はい。

【友國委員】 それは、業界の数字はあります。

【大島委員】 そういう数字がどれくらい減ってきたのでしょうか。

【大原委員】 これは、我々がつくるもの全てが、手袋の部分とかニットの部分、今ちょっと詳しくはお話ができませんが、全体的にいうと、最高の出荷額が平成3年の約650億円です。

【友國委員】 いや、手袋だけではないでしょう。

【大原委員】 我々がつくるもの全部です。それと、昨年度については298億円です。あくまでもこれは出荷額です。というのは、現に減っているのは、結局、ものの値段が上げられないという部分とすごく関係しています。

【友國委員】 というのは、下がったからね。

【大原委員】　　というか、今、友國委員が言ったように、出荷金額が下がっているという、これはもうデフレの影響でいたし方ないという部分ではあります。企業数も昭和45年の245社が最高で、現在は全国で69社というふうになっています。ですから、出荷額については45%ぐらい、事業者数についてはもう3割ぐらいしかないということです。

【佐藤部会長】　　家内労働の、今日は現状の基礎的なところから入った感じですがけれども、現状についてそれぐらいにしましょうか。

あとまだ議題にその他がありますね。

【賃金室長】　　それでは、よろしいですか。今後の審議日程ですけれども、資料8をご覧ください。29ページになります。

3段目からは後回しというふうなことで先ほどお話しさせていただいたところです。

今後の計画の日程をどう組むのかという話ですけれども、今、立石委員が言われたような話もありますので、いろいろなご意見をいただいた上で、2020年が見直しの年になっていますので、それに向けて、2020年度に実態調査というものをしなければいけないことになります。ですので、2019年度、来年度はどういった項目を調べたらいいいのかというふうなことで、今おっしゃられたようなお話も踏まえながら、調査項目等をご審議いただきたいと思っております。それは、委託者側もそうですし、家内労働者側についてもどうするのか。特に家内労働者側の69人の声をどういうふうに聞いていくのかということについても、ご意見を頂戴できればと思っております。

そういったことで、調査する項目等を考えていただいて、2020年度、いよいよ見直しの年になれば、実態調査を実施し、その結果を踏まえて、最低工賃を改正するのか、改正審議を見送るのか、あるいはもう廃止を踏まえなければいけないのかとか、そういうふうなことをご審議いただいくということを想定して、この案をおつくりしております。

この日程で進めてよろしいかどうか、少しご意見をお伺いしたいと思います。

【佐藤部会長】　　2020年度に向けて、この新しい1年、2019年度は実態調査の調査する項目等を、我々で議論する。20年度に入って、調査を行う。見直しか、改定するかどうかというのは決めていくという段取り、スケジュールですけど、それはよろしいですか、そういうことで。

(各委員より「はい」の声あり)

【佐藤部会長】 ありがとうございます。

それでは、そういうことで始めたいと思います。

あと何かありますか。

【賃金室長】 次の家内労働部会を開催するために、来年度になってしまいますが、また新たに家内労働部会委員を指名という形になろうかと思います。

それまでに時期がかなり空くと思いますので、もし何か家内労働者に聞きたいと思うような項目、あるいはこのようなデータが欲しいというようなことがあれば、時間がありますので、思いついたときに言っていただければ、そのとき持ち寄ると忘れてもしますので、もし何かあれば、その都度言っていただいたら、こちらのほうでそろえるなり、段取りするなりいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

【佐藤部会長】 必要な、調べたいと思うことがあれば、その都度、賃金室長のほうに言ってくださいということです。よろしくお願いたします。

【佐藤部会長】 それでは時間がまいりましたので、この辺で閉会といたしたく考えます。

なお、香川地方労働審議会家内労働部会運営規程の第6条において、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するとされていますが、議事録の署名委員には、家内労働者側立石委員、委託者側福家正一委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【佐藤部会長】 では、立石委員、福家正一委員よろしくお願いたします。

それでは、2020年に向けて、引き続き審議をしていくということで、よろしくお願いたします。

以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

了